

食安輸発0808第3号

平成25年8月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(韓国産青とうがらしのシメコナゾールに係る検査命令対象免除業者の削除)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年8月8日付け食安輸発0808第1号）により通知したところです。

今般、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、平成25年8月6日付けで改正された基準値が適用され、平成25年8月6日付け食安輸発0806第1号により検査命令を免除し、通常の監視体制としたことから、同通知別添1の2（6）を削除し別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。